

ガストロノミーツーリズム促進事業 委託仕様書

1 委託事業名

ガストロノミーツーリズム促進事業

2 目的及び事業概要

大阪府では、2025年の万博を契機とした地域の成長を実現するため、来阪外国人客の増加による成果を府域全体に波及させなければならない。そのためには、地域資源の高付加価値化、府内周遊の促進、長期滞在の誘導を通じてリピーター（ファン）を獲得することが重要。

こうした中、世界の富裕層を中心に需要が高まっている「ガストロノミーツーリズム」（その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズム）に注目し、大阪産（もん）の主要生産地である泉州・南河内地域を対象に、下記のとおりモデル事業を実施してきた。

- ✓ 令和5年度：ガストロノミーツーリズムのコンテンツになり得る地域資源の発掘を行い、泉州・南河内地域のポテンシャルや、コンテンツを貫くストーリー性の確立や受入れ環境整備などの課題を確認した。

※ 詳細は令和5年度事業の成果報告書を確認すること。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/gasutoro.html>

- ✓ 令和6年度：令和5年度の結果を踏まえ、次のとおり商品化に向けた一貫性のあるストーリーを持つコンテンツの開発と検証等を実施中。

- ・ターゲット：特に欧米の Modern Luxury 層（※）
- ・地域：泉州地域で2つ、南河内地域で3つのコンテンツを造成
- ・その他：市内のラグジュアリーホテルや国内のDMC（デスティネーション・マネジメント・カンパニー：着地型旅行ビジネスを展開する事業者）に向けたプロモーション活動を展開

そこで令和7年度は、これまでの取り組みを踏まえて、地域での持続的なビジネス展開につなげるために、海外富裕旅行のマーケットにおいて大阪のガストロノミーツーリズムの認知度を高め、海外富裕旅行客の来阪実績をつくることが重要。そのため、万博開催により大阪の知名度が高まることも追い風に、これまでのモデル事業を経て作り上げたコンテンツを中心に海外富裕旅行のマーケットへ販売促進を実施するとともに、そうした成果を地域に還元して地域の事業者のモチベーション喚起につながる取組みを実施する。

※Modern Luxury 層：

若い層を中心に拡大しており、文化や独自性に重きを置く価値観を持ち、「本物の体験」などを旅

行に求める富裕旅行者のこと

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容及び提案を求める事項

（１） 海外富裕旅行マーケットへの販売促進

- 高付加価値旅行を取り扱う旅行会社等のコンソーシアムに加盟するなど、Modern Luxury 層を顧客に持つ海外の旅行会社等に対し、泉州・南河内地域のガストロノミーツーリズムの認知度向上を図り、地域への誘客につなげるため、戦略的な販売促進を行い、商品化につなげる。

【留意点】

- 事業の具体的な企画内容については、大阪府と協議の上で確定し、実施すること。
 - 販売促進活動は、大阪・関西万博の開催期間（令和7年4月13日～10月13日）を中心とし、この機会を最大限に活用すること。
 - 販売促進活動においては、大阪府の令和6年度までの事業で造成されたコンテンツを活用し、地域への送客を促進すること。
- ※ 「令和6年度までの事業で造成されたコンテンツ」の詳細は政策企画部成長戦略局ホームページを参照ください。
- (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/gasutoro2025.html>)
- 地域の事業者や観光関連団体と連携し、地域経済全体に効果が波及するよう配慮すること。
 - 事業実施に際して、地域住民や関係者に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。

提案を求める事項

- ✓ 現実的かつ達成可能性の高い海外富裕旅行者の見込み誘客数
- ✓ 具体的な販売促進の手法（ターゲットとする地域、想定する販売促進対象、実施期間や回数、実施場所、効果測定の方法など）
- ✓ 販売促進の効果を最大化し、地域への誘客の確度を高めるための工夫や戦略（独自の知見やノウハウの活用、実績など）
- ✓ 本事業の受託における提案事業者の強み（関係機関や企業とのネットワーク、類似事業

の実績、専門知識や経験、該当する能力を有するスタッフの有無など)

(2) コンテンツの販売促進、対象地域への誘客を通じた、地域の事業者のモチベーションを喚起する取組み

- 地域の受入れ機運を高め、継続的な自走化につなげることを目的に、(1) で実施した事業の成果や課題などを、泉州・南河内地域の事業者へ共有するための取組み（セミナーやワークショップ等）を実施する。
- 併せて、泉州・南河内地域への継続的な海外富裕旅行客の誘客が確立されるように、販売促進の結果を踏まえ、コンテンツのブラッシュアップにつなげる。

【留意点】

- 事業の具体的な企画内容については、大阪府と協議の上で確定し、実施すること。
- 対象は地域の事業者のみならず、地元自治体や民間企業など、持続可能なビジネス展開につながるよう多様な主体を含めること。
- 情報共有の手法は、セミナーやワークショップに限定せず、既存のイベントの活用や(1)の事業と連携するなど、より効果的な手法を採用すること。
- 参加者が具体的な成果や改善策を持ち帰れるよう、実践的な内容にすること。
- 地元の事業者をはじめ、地域との連携を図りながら事業を進めるとともに、地域に過度な負担をかけないよう十分配慮すること。

提案を求める事項

- ✓ 具体的な事業の手法及び企画内容（セミナーやワークショップ等の効果的な実施手法、実施期間や回数、開催場所、対象者、参加人数など）
- ✓ 地域全体のビジネス化を促進する工夫（実績共有の方法や課題解決のアプローチ手法、持続可能な地域ビジネスの仕組みづくり（地域の人材活用など）、地域に過度な負担がかからないような工夫・配慮など）
- ✓ 本事業の受託における提案事業者の強み（関係機関や企業とのネットワーク、類似事業の実績、専門的な知識や経験、該当する能力を有するスタッフの有無など）

(3) レポートの作成

- (1) から (2) の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成すること。
- 事業完了後、令和8年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- 事業実施の様子が分かる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形式を用いること。

6. 事業実施体制及びスケジュール

- 業務を確実に効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- 本事業の実施にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、検討結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

7 委託事業の一般原則

- (1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

9 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

10 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進め

ること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式及び PDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。

なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。

- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。